

別紙 F03 「納期限延長口座引落とし処理について」

1. 全体概要

納税方式が個別納期限延長、包括納期限延長、特例納期限延長であり、納期限日の前日時点で納付方法が口座振替の輸入申告等について、納期限日の朝にシステムで金融機関へ引落とし要求を行う。

2. 納期限延長口座引落とし登録処理

(1) 処理タイミング

納期限日当日の0時以降

(2) 処理内容

資金DBより、処理日当日が納期限である輸入申告等について、以下の納税方式ごとに情報を抽出し、納期限延長口座引落としDBに登録する。

(A) 個別納期限延長の場合

税関官署＋輸入申告番号等＋税科目毎に納期限延長口座引落としDBに登録する。

(B) 包括納期限延長及び特例納期限延長の場合

税関官署＋一括納付書番号＋税科目毎に納期限延長口座引落としDBに登録する。

(3) 出力情報

なし。

3. 納期限延長口座引落とし処理

(1) 処理タイミング

納期限日の朝10時

(2) 処理内容

①引落とし情報の登録単位毎に、納付番号を払い出す。

②資金DBに登録されている納付額をMPN納付DBに登録する。

③口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(3) 出力情報

なし。

4. 特記事項

(1) 金融機関での引落とし結果の受信を契機に、引落とし後処理が自動起動される。